



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

578 軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税務課)..... 1
579 三津ノ土地改良区の役員の就退任	(農業農村整備課)..... 1
580 保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 2
581 保安林予定森林	(")..... 2
582 保安林の指定	(")..... 3
583 保安林の指定施業要件の変更	(")..... 3
584 公共測量の終了	(技術調査課)..... 3
585 一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会)..... 4

○ 警察本部告示

8 随意契約の相手方の決定 4
---------------	---------

○ 公告

和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県点字図書館)における指定管理者の募集	(障害福祉課)..... 5
和歌山県視聴覚障害者情報提供施設(和歌山県聴覚障害者情報センター)における指定管理者の募集	(")..... 7
都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 10
入札公告	(総務事務集中課)..... 10

告 示

和歌山県告示第578号

地方税法(昭和25年法律第226号)第144条の9第3項及び和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)第58条の5第2項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 特約業者の氏名又は名称
川福燃料東和歌山株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
和歌山市吉田392番地
- 3 特約業者の指定取消しの年月日
令和元年10月7日

和歌山県告示第579号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、三津ノ土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 退任した役員(平成31年3月31日退任)

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	山口一男	新宮市熊野川町能城山本964番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	馳平忠男	新宮市熊野川町日足419番地の2
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	阪本隆	新宮市熊野川町能城山本52番地

2 就任した役員(平成31年4月1日就任)

職名	氏名	住所
理事	角口義輝	新宮市熊野川町赤木353番地
理事	大谷強	新宮市熊野川町日足736番地
理事	山口一男	新宮市熊野川町能城山本964番地
理事	南本安信	新宮市熊野川町能城山本137番地
理事	馳平忠男	新宮市熊野川町日足419番地の2
理事	植豊治	新宮市熊野川町宮井266番地
監事	貝持了二	新宮市熊野川町日足306番地
監事	竹田幸男	新宮市熊野川町能城山本155番地

和歌山県告示第580号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町大字宇井苔字荒堀167の3、167の4、167の7、170の4、171の2、171の4、174の2、178の10、178の11、字山廻191の2、210の16、字下垣内271の4、276の2、276の3、277の2、277の3、288の2、288の3、291の2、291の3、字林300、304の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第581号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 日高郡日高川町大字三十井川字中戸446
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町庄川字牛屋谷914の34・914の68・914の70（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第584号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量(UAVレーザ測量及び数値図化(地図情報レベル500))
- 2 作業期間 平成31年3月29日から令和元年6月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、古座川町及び串本町(串本太地道路(東牟婁郡那智勝浦町八尺鏡野地先から同郡串本町鬮野川地先まで))

和歌山県告示第585号

県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
県立学校災害時用無線LAN環境整備委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県教育庁教育総務局総務課
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
- 3 落札者を決定した日
令和元年9月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士通ネットワークソリューションズ株式会社
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
- 5 落札金額
100,991,000円(うち消費税及び地方消費税の額9,181,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和元年8月20日

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第8号

総合捜査情報分析支援システム改修業務について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年10月18日

和歌山県警察本部長 檜垣重臣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
総合捜査情報分析支援システム改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県警察本部警務部会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日

令和元年8月23日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社和歌山支店
和歌山市七番丁17番地

5 随意契約に係る契約金額

51,920,000円（うち消費税及び地方消費税の額4,720,000円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県点字図書館
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階
- (3) 規模等

ア 延床面積 360.52㎡

イ 施設 閲覧室、録音室、印刷室、相談室兼聴読室、点字図書用書庫兼発送室、音訳図書用書庫、研修室、事務室及び更衣室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県点字図書館）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6 (2) に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したものの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
- (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
- (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
- (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
- (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
- (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
- (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
- (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
- (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

- ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
- イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
- ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

6 募集要項及び現地説明会に関する事項

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和元年10月18日（金）から同年11月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

(2) 現地説明会

- ア 日時 令和元年11月7日（木）午後2時
- イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 研修室1
- ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学

(3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

- ア 参加申出書の配布
 - (ア) 配布期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 配布場所 (1) イに同じ。
- イ 参加申出書の提出方法
 - (ア) 提出期間 (1) アに同じ。
 - (イ) 提出場所 (1) イに同じ。
 - (ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

- ア 期間 令和元年11月8日（金）から同月22日（金）まで
- イ 回答日 令和元年11月26日（火）
- ウ 注意事項
 - (ア) 口頭による質問には回答を行わない。
 - (イ) 質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

- ア 期間 令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで
- イ 選定結果の通知及び公表 令和2年1月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和2年3月中旬（予定）

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2533
ファクシミリ番号 073-432-5567

公 告

県が設置する和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）における指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

- (1) 名称 和歌山県視聴覚障害者情報提供施設のうち和歌山県聴覚障害者情報センター
- (2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階
- (3) 規模等
 - ア 延床面積 308.47㎡
 - イ 施設 交流サロン（貸出利用室兼情報機器利用室兼発送室）、スタジオ（試写室兼製作室）、相談室、研修室兼会議室、事務室及び機材収納室

2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）及び和歌山県視聴覚障害者情報提供施設（和歌山県聴覚障害者情報センター）指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）に記載する業務

3 指定の予定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）を含む。以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全かつ円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県視聴覚障害者情報提供施設設置及び管理条例（平成28年和歌山県条例第58号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) コンソーシアムによる申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員は、他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行うことができない。
- (4) 6(2)に定める現地説明会に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内に事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 国、地方公共団体その他の公共団体（以下「公共機関」という。）の入札、契約その他の業務の執行に関して、法令に違反した罪により刑が確定したもの。ただし、その刑に処せられ、その刑の執行

を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなったものを除く。

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがあるもの
 - (7) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）又は従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当し、又は将来にわたって該当しないことが確約できないもの
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められる者
 - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしている者
 - (8) 和歌山県税、消費税又は地方消費税について未納があるもの
 - (9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの
 - (10) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であって、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの
 - (11) 県内の公共機関が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせるもの
 - (12) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、若しくは偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させるもの
 - (13) (11) 又は (12) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの
 - (14) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの
 - (15) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの
 - ア 県民の平等な利用の確保ができないもの
 - イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの
 - ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの
- 6 募集要項及び現地説明会に関する事項
- (1) 募集要項の配布
 - ア 配布期間 令和元年10月18日（金）から同年11月1日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
 - イ 配布場所 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階
 - (2) 現地説明会
 - ア 日時 令和元年11月7日（木）午後4時
 - イ 場所 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛5階 研修室1
 - ウ 内容 募集要項等の説明及び現地見学
 - (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申出書を作成し、提出すること。

ア 参加申出書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申出書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 令和元年11月8日（金）から同月22日（金）まで

イ 回答日 令和元年11月26日（火）

ウ 注意事項

(ア) 口頭による質問には回答を行わない。

(イ) 質問に対する回答は、説明会に出席した全ての団体に対して行う。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 令和元年11月27日（水）から同年12月11日（水）まで

イ 選定結果の通知及び公表 令和2年1月中旬

(6) 指定管理者としての指定

令和2年3月中旬（予定）

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局障害福祉課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2533

ファクシミリ番号 073-432-5567

都市計画の図書の写しの縦覧公告

新宮市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

新宮都市計画道路（3・4・2号千穂王子ヶ浜線、3・4・12号田鶴原王子ヶ浜線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和元年10月18日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達年度及び調達案件番号

令和元年度 調達案件番号20190049129号

- (2) 調達案件名
和歌山県民文化会館大ホール舞台幕更新備品
 - (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県民文化会館大ホール舞台幕更新備品 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和2年3月17日（火）
 - (6) 納入場所
和歌山県民文化会館大ホール（和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「室内装飾品」又は「その他物品関係」に登載されている者であること。
- また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
令和元年10月18日（金）から同年11月20日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
令和元年12月4日（水）午後1時30分
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和元年12月3日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和元年12月3日（火）午前9時から同年12月4日（水）午後1時15分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の(1)に同じ。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合があります。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Renewal of the stage curtain of the main hall of Wakayama Prefectural Cultural Hall : 1 set

(2) Time limit for tender :

1:30 p.m. 4 December 2019 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 3 December 2019)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288